

会計年度任用職員（まちづくりアドバイザー）

採用選考案内

令和 8 年 1 月 26 日

渋 谷 区

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、一会计年度内を任期として任用される非常勤の地方公務員（一般職）です。

2 募集職名・職務内容

（1）職名

まちづくりアドバイザー

（2）職務内容

ア 協働型まちづくり事業の実施

企画提案、事業者等関係者との調整、地域活動団体との連携及び活動の PR などを実施し、効果的な協働型まちづくり事業の推進を支援する。

イ 地域コミュニティ活動の育成及び支援

まちの魅力・課題発見のための手法（ワークショップなど）の紹介、地域で取組む楽しみの持てるイベントの提案等、地域コミュニティ活動の育成につながる働きかけを行う。また、まちの魅力向上に資する持続的な取組となるよう、支援を行う。

ウ まちづくりに関する相談に対するアドバイス

地域の魅力や情報の発信及び地域住民・団体・事業者・NPO 等とのパートナーシップ形成などに関して、まちづくり課職員及び外部からの相談者に対し、助言を行う。

エ まちづくりに関する資料及び情報の提供

他自治体・NPO 等で実施している先進的な事例や地域の自主的なまちづくり活動に関する情報を収集し、まちづくり課職員へ提供する。

3 採用予定数

1 人

4 受験資格

- （1）地域活性化やまちづくりに係るプロジェクトの企画・運営等の業務を行った経験があること。
- （2）地域住民・団体、事業者、NPO 等の多様な主体のうち、いずれかと協働してプロジェクトを推進した経験があること。
- （3）パソコン（ワード、エクセル、メール）の基本操作ができること。

(4) 職務を行うに適する健全な心身を有すること。

なお、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。

【参考】 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

5 選考日程及び選考方法

申込受付期間	令和8年1月26日（月）から令和8年2月8日（日）まで
第一次選考	採用選考申込書による書類選考
第二次選考	個人面接 ※第一次選考合格者を対象に実施します。面接日時は、対象者へ個別に通知します。
最終合格発表	令和8年2月28日までに、選考申込者全員へ通知します。

6 勤務条件

任用期間	任用開始日（令和8年4月1日予定）から令和9年3月31日まで ※任用後、条件付採用期間があります。 ※次年度以降、公募によらない再度任用の制度があります。
勤務日数	週3日 ※月曜日から金曜日までのうち指定
勤務時間	午前9時から午後5時まで（うち休憩時間1時間） ※公務の必要に応じて、超過勤務、土日祝日勤務が発生する場合があります。
勤務場所	渋谷区役所本庁舎（まちづくり推進部まちづくり課まちづくり係） 〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号 ※公務の必要に応じて、上記通常の勤務場所以外で勤務する場合があります。

休　　日	土、日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
報酬額	<p>時間額 2,110 円（地域手当相当の報酬を含む）</p> <p>※報酬額は選考案内公表時における予定であり、令和8年度の予算編成に関する議決を経て確定します。</p> <p>※給与改定があった場合は、その定めるところによります。</p>
期末勤勉手当	6か月以上の任期がある場合に支給対象となります。
費用弁償	通勤手当及び出張旅費を支給します。
休　　暇	<p>年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等</p> <p>※任用期間、勤務日数等により取得要件や日数が異なります。</p>
服　　務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
健康診断 厚生制度	一定の要件を満たした場合に、定期健康診断、渋谷区職員互助会加入の対象となります。
社会保険	一定の要件を満たした場合に、健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険加入の対象となります。
労災保険	労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。

7 合格者の取扱い

最終合格者は、令和8年度会計年度任用職員候補者となり、令和8年4月1日以降に任用されます。

8 選考申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（縦4cm×横3cm）を貼付の上、下記により持参又は簡易書留により郵送してください。

※普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

※申込書は、渋谷区ホームページから印刷することができます。

受付期間	令和8年1月26日（月）から令和8年2月8日（日）まで ※郵送の場合は令和8年2月8日（日）必着
受付時間	午前9時から午後5時まで (土・日、祝日を除く。)
受付場所 問合せ先	渋谷区まちづくり推進部まちづくり課まちづくり係 〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号 12階 電話 03-3463-2947 (直通)

9 注意事項

- (1) この選考において提出された書類は、返却いたしません。
- (2) この選考において区が収集する個人情報は、選考及び任用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、任用者の個人情報は人事情報として使用します。
- (3) この選考及び合格者の決定については、令和8年度の予算成立を条件とします。